

## 別記様式(第4条関係)

## 会議録

会議の名称	令和4年度 第2回加東市環境審議会
開催日時	令和5年3月29日(水) 午後1時30分から午後4時25分まで
開催場所	加東市社公民館 研修室
議長の氏名	大久保祥男
出席委員の氏名	大久保祥男 渥美茂明 鷹尾良晴 溝端実 長沼恒雄 樹梨林三 松尾美智子 野瀬光 免田浩史
欠席委員の氏	神澤友重 國井久明
説明のため出席した者の職氏名	
出席した事務局職員の氏名及びその職名	市長 岩根正 市民協働部 部長兼生活環境課長 土肥彰浩 市民協働部生活環境課 副課長 藤原義守 同課環境政策係 主査 丸山忠浩 主事 濱亮太
議題、会議結果、会議の経過及び資料名	1 開会 2 あいさつ 3 審議事項 ・令和3年度第2次加東市環境基本計画年次報告について ・開発事業同意申請について(2件) ・遊技場等の設置について 4 閉会  以下審議事項内容  ・令和3年度第2次加東市環境基本計画年次報告について 資料「令和3年度第2次加東市環境基本計画年次報告」に基づき、事務局から説明を行った。 内容は以下の通り。

議長：令和3年度第2次加東市環境基本計画年次報告について、事務局に説明を求めます。

事務局：

それでは第2次加東市環境基本計画の令和3年度分の年次報告についてご説明させていただきます。「第2次加東市環境基本計画2021（令和3）年度年次報告」の冊子をご覧ください。

まず、本日は、加東市環境基本条例第8条に基づき、実施状況及び市の環境状況について把握できるように必要事項をまとめ、環境審議会で報告し、毎年ホームページで公表するものであります。なお、時間にも限りがございますので、要点を絞って説明させていただきます。

では、1ページをご覧ください。加東市では、平成21年3月に「加東市環境基本条例」が制定されました。こちらは、環境保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を目的としたものです。

そして、平成23年3月に「環境基本計画及び行動方針」を策定し、平成23年度から令和2年度までの10年間、第1次環境基本計画に基づき業務を進めてまいりました。令和2年度で第1次計画の期間が満了し、令和3年3月に、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間である第2次加東市環境基本計画を策定いたしました。

それでは、2ページの「各主体の役割について」の図をご覧ください。めまぐるしく変化する環境問題等を解決していくためには、市民、事業者、市それぞれの関わり方やこれら3主体が連携、協働することが重要です。

それでは、3ページの「第2次加東市環境基本計画基本方針」をご覧ください。5つの分野、「廃棄物分野」「地球環境分野」「自然環境分野」「生活環境分野」「協働の推進・環境学習分野」を設定して、取組を進めてきました。

それでは、4ページの「第2次加東市環境基本計画の進捗状況」をご覧ください。4ページから5ページの中央までは、「廃棄物分野」の内容を記載しております。

「(1)省資源化、ゴミ減量の推進」については、市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量が平成23年度から10年連続県内で一番少ないまちとなっております。

リデュースの取り組みとして、保健衛生推進協議会などと連携し、各地区でごみについての学習会を開催するなど、市民のごみ減量や資源再利用に対する意識向上を図りました。

また、市、マックスバリュ西日本㈱、加東市社会福祉協議会の協働によるフードドライブを実施し、食品ロスの削減に努めました。

「(2)廃棄物の適正処理の推進」の取り組みとして、転入時のごみカレンダーの配布やホームページ、ケーブルテレビなどの様々な媒体を利用し、ごみの適正排出に関する情報がすべての市民に行きわたるよう配慮しました。また、ごみ分別に関する資料の簡素化や多言語対応など、だれにでもわかりやすい資料作りに努めました。

5ページの実施に向けた数値目標をご覧ください。指標名の市民1人1日当たりのごみ排出量については、基準値734グラム、令和3年度においては、745グラムとなりました。市民1人1日当たりの資源化量については、基準値99グラム、令和3年度におい

ては、84グラムとなりました。リサイクル率については、基準値13.5%、令和3年度においては、11.2%となりました。ごみ学習会開催回数については、基準値89回、令和3年度においては、2回となりました。

続いて、5ページ中央以下から6ページまでは「地球環境分野」の内容を記載しております。

まず、5ページの「(1)地球温暖化緩和策の推進」の取り組みとして、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスは、自動車の利用や発電による化石燃料の使用など日常生活に起因するものが多くあります。本市では、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進するとともに、市民、事業者の温室効果ガス排出抑制の取組を支援しました。

公共施設からの温室効果ガス排出削減の取り組みとして、第2、第4金曜日において、定時退庁に努めるようにする、市役所クール・アース・デーの実施や施設の節電など、加東市役所地球温暖化対策実行計画の実施を徹底しました。

また、COOL CHOICEに賛同し、クールビズ、ウォームビズなどの取組を推進しました。家庭、事業所からの温室効果ガス排出削減について、エコハウス設備設置補助金で家庭からの温室効果ガスの排出量の削減を推進しました。

6ページの実施に向けた数値目標をご覧ください。指標名の公共施設からの温室効果ガス排出量については、基準値3,173t-CO<sub>2</sub>、令和3年度においては、3,114t-CO<sub>2</sub>となりました。市役所エコカー導入台数については、基準値46台、令和3年度においては、76台となりました。市内家庭への太陽光発電設備設置率については、基準値13.85%、令和3年度においては、14.01%となりました。うちエコ診断受診者数については、基準値59人、令和3年度においては、120人となりました。気候変動適応策情報発信数については、10事業、令和3年度においては、13事業となりました。

続いて、7ページから8ページまでは「自然環境分野」の内容を記載しております。

「(1)里山・山林・農地の保全」の取り組みとして、里山・山林の適正管理を行うとともに豊かな里山・山林・農地を次代に引き継ぐため、農業の振興を図りました。

「里山・山林の適正管理」については、森林管理巡視員を配置し、里山・山林の管理状態の把握を行いました。また、事業者などが里山・山林の開発を行う際は、森林法や「加東市良好な環境の保全に関する条例」に基づく指導を行い、里山・山林環境との調和を図りました。

「農地の有効活用」については、定期的な農地パトロールにより、耕作がなされていない農地の実態把握、改善指導を行い、遊休農地の解消と発生防止に努めました。

「(2)水辺環境の保全」については、市内河川、ため池などの公共水域や、埋立処分地、下水道処理施設周辺などの水質検査の実施、結果の公表を行いました。

「(3)生物多様性の保全」については、「有害鳥獣の対策」として、市内では、有害鳥獣・特定外来生物による農作物等の被害が増加傾向にある中、地域ぐるみで取り組む被害防止対策として、2011（平成23）年度から、国や市の補助を活用し、2021（令和3）年度までで、37地区で防護柵を設置し、その施工延長は118,724メートルとなりました。

8ページの実施に向けた数値目標をご覧ください。指標名の森林パトロール実施回数については、基準値98回、令和3年度においては、98回となりました。人・農地プラン策定数については、基準値40件、令和3年度においては、43件となりました。多面的機能支払交付金活性組織数については、基準値76件、令和3年度においては、79件となりました。有害鳥獣侵入防護柵施行延長については、基準値103,617メートル、令和3年度においては、118,724メートルとなりました。歴史・文化に関する情報発信回数については、基準値87回、令和3年度においては、101回となりました。

続いて、9ページから10ページまでは、「生活環境分野」の内容を記載しております。「(1)住みよい生活環境の保全」の取り組みとして、騒音、振動、悪臭などによる生活環境侵害や、大気汚染、水質汚濁の防止に取り組み、空家、空地の発生防止や適正な管理を推進することで、安全安心で住みよい生活環境を維持しました。

「騒音、振動、悪臭等対策」については、公害に関する苦情件数は、土地管理2件、動物0件、騒音6件、悪臭4件、その他1件で、総数13件ありました。引き続き、県の環境部局や地域環境推進員などと連携を強化し、公害対策の指導啓発を行う必要があります。

「大気汚染、水質汚濁対策」については、野焼きに関する苦情件数は3件あり、警察と連携し、野外焼却の取り締まりを行い、指導啓発を行いました。

「(2)美しいまちなみの形成」の「クリーンキャンペーン実施促進」については、年2回、地区・自治会、各種団体、PTA、事業者等が実施しているクリーンキャンペーンの実施件数は205件、延べ13,813人が参加され、地域の美化推進のための清掃活動が行われました。

10ページの実施に向けた数値目標をご覧ください。騒音、振動、悪臭に関する苦情件数については、基準値10件、令和3年度においては、10件となりました。管理不全空家等の件数については、基準値40件、令和3年度においては、39件となりました。不法投棄防止地区指定数については、基準値89件、令和3年度においては、90地区となりました。クリーンキャンペーン実施回数については、基準値182回、令和3年度においては、205回となりました。花苗配布数については、基準値37,800本、令和3年度においては、36,800本となりました。

続いて、11ページからは「協働の推進・環境学習分野」の内容を記載しております。ここでは、「(1)環境意識の醸成と普及啓発」及び「(2)環境を守り育む仕組みづくり」の内容になりまして、市民一人ひとりの環境意識を高めるため、かとう自然学校やごみ減量リサイクル懇談会、COOL CHOICE 事業を実施し、市民や事業者が参加できるイベントを開催しました。

11ページの実施に向けた数値目標をご覧ください。環境関連イベント実施回数については、基準値7回、令和3年度において、9回となりました。環境関連情報発信回数については、基準値27回、令和3年度においては、19回となりました。市内教育施設での環境出前講座実施回数については、基準値7回、令和3年度においては、6回となりました。環境まちづくり会議実施回数については、基準値無し、令和3年度においては、4回となりました。

続いて、12ページから14ページの上半分までは、分野別の重点取組を記載しております。

今まで説明した内容と重複する部分が多いため、説明は割愛させていただきますが、本計画は、市民、事業者、市それぞれの関わり方が重要で、それぞれの環境に対する責務を果たすことに加え、すべての主体が連携、協働することが重要でありますので、環境審議会委員の皆様におかれましてもご理解の程よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 : 令和3年度第2次加東市環境基本計画年次報告についての説明が終わりました。何かご意見はございませんか。

委員 : 年次報告書の中身が分かりやすく書かれていましたが、報告のタイミングは今なんですか。もう令和4年度が終わろうとしている時に令和3年度を総括されても皆様に対する情報発信が遅いように思いましたが、いかがでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりでございます。本来はもっと早くするべきでしたが、開催が遅れてしまいまして申し訳ございませんでした。

委員：年次報告をする時期の目標はいつ頃とかありますか。また、年次報告は、ホームページに掲載されると言っていましたよね。

事務局：はい。

委員：環境審議会を通らないといけないんですよね。既にホームページに掲載されていますか。

事務局：環境審議会で報告した後に、ホームページで公表させていただきます。

委員：分かりました。

議長：他に何かございませんか。

委員：7ページの水辺環境の保全について、ビオトープは環境教育に該当し、生態系を保護するという記載は違うのかなと感じます。保護するレベルというのは、桜堤公園のような水辺の環境の全域に植林をして何かしないと保護しましたというレベルにならないと言われています。環境教育としてまとめておく方がよいのではないかと思います。

委員：自然環境分野(4)歴史・文化の継承のところで、少子化で地域によって保全が大変だと感じますが、どこまでが文化施設に該当しますか。

事務局：指定文化財という形のものとは別で色々なものがございまして、歴史的文化も含めて継承していくという取組については、色々な方面の中で今後も続けていきたいという意味では、今回の話も参考にさせていただきたいと思います。

事務局：先ほどいただいたビオトープのところの話ですが、再度表現のところを含めまして見直しさせていただきたいと思います。環境学習の方に入れるべきか再度確認し、貴重な意見として承りたいと思います。

議長：他に何か意見はございませんか。他に意見が無いようですので、ビオトープの意見から実績の報告の時期、文化遺産等についての意見が出たように思います。この環境基本計画は農業のところから色々なところまで含まれて幅広いものとなっていますが、できるだけ目標値を達成できるような形で努めていただきたいと思います。

第2次加東市環境基本計画年次報告についての議事は終了といたします。